

市第27号議案

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市立学校の授業料等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「入学願書提出の際」を「入学願書の提出を受ける時まで」に改める。

第 4 条の見出し中「不返還」を「不還付」に改め、同条中「いかなる事情があっても」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第 6 条を次のように改める。

（授業料未納者に対する措置）

第 6 条 未納の授業料に係る督促を受けた者がその指定の期限までに当該授業料を納付しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市立学校の授業料等に関する条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する授業料等について適用し、同日前に徴収する授業料等については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市立高等学校の入学選考手数料の徴収方法の変更に伴い関係規定を整備する等のため、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市立学校の授業料等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（徴収）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 入学選考手数料は、入学願書の提出を受ける時までに徴収する  
入学願書提出の際  
。

（既納金の不還付  
不返還）

第 4 条 既納の授業料等は、いかなる事情があっても還付しない。  
ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、  
この限りでない。

（授業料未納者に対する措置）

第 6 条 未納の授業料に係る督促を受けた者がその指定の期限まで  
授業料を期限内に納付しない場合には、2 週間以内にその  
に当該授業料を納付しないときは、出席を停止し、又は除籍する  
保護者若しくは保証人に対して、期限を付して、納付を督促しな  
ことができる。  
なければならない。

2 前項の規定により督促をしても、なお納入しないときは、出席  
を停止し、又は除籍することができる。